

予防接種の公告について

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による定期予防接種及び市が行政措置で実施する予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和8年4月1日

いわき市長 内田 広之

1 予防接種の種類、対象者の範囲

種類		接種対象者		回数
DPT-IPV-Hib ：五種混合ワクチン (百日せき・ジフテリア・破傷風・急性灰白髄炎・Hib感染症)	1期	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者		初回接種：3回
				追加接種：1回
不活化ポリオ	1期	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者		初回接種：3回
				追加接種：1回
麻しん風しん (MR)	1期	標準	追加接種：1回	1回
		特例措置	令和4年4月2日から令和5年4月1日生まれの児のうち、麻しん風しん (MR) 1期が未接種である者	
	2期	標準	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の前の1年間（小学校の就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間）にある者（年長児）	1回
		特例措置	平成30年4月2日から平成31年4月1日生まれの児のうち、麻しん風しん (MR) 2期が未接種である者	
5期	特例措置	令和7年3月31日までに風しん抗体検査を実施し、抗体価が不十分であった、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性のうち、風しん5期が未接種である者	1回	
風しん	5期	特例措置	令和7年3月31日までに風しん抗体検査を実施し、抗体価が不十分であった、昭和37年4月2日から昭和54年5月1日生まれの男性のうち、風しん5期が未接種である者	1回
日本脳炎	1期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者		2回
	2期	9歳以上13歳未満の者		1回
	特例措置	平成18年4月2日から平成19年4月1日に生まれた者で20歳未満である者のうち、日本脳炎予防接種が未完了の者		4回接種の不足回数分
結核 (BCG)		1歳に至るまでの間にある者		1回

HPV (子宮頸がん)	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子		最大3回
Hib感染症	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者 ※		初回接種：3回
			追加接種：1回
小児用肺炎球菌	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者 ※		初回接種：3回
			追加接種：1回
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者		2回
B型肝炎	生後1歳に至るまでの間にある者		3回
ロタウイルス	出生6週0日後から24週0日後までの間にある者		1価：2回
	出生6週0日後から32週0日後までの間にある者		5価：3回
高齢者用肺炎球菌	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳の者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者 		1回
带状疱疹	定期接種	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳の者 ・60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者 	生ワクチン ：1回
	経過措置	・70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の者	不活化ワクチン ：2回
RSウイルス感染症	妊娠28週から妊娠37週に至るまでの間にある者		1回
おたふくかぜ（任意接種）	1歳以上2歳未満の者		1回
麻しん風しん（MR）又は風しん （定期外風しん）	妊婦検診等で抗体価の低いことが証明されている者		1回
	いわき市風しん抗体検査において抗体価が低いことが証明された者		

※ 初回接種開始時の月齢ごとに接種回数が異なる。

2 予防接種を行う期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

3 実施場所

いわき市が予防接種を委託する医療機関

4 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

次のいずれかに該当する方は予防接種を受けることができません。

- ・明らかな発熱を呈している者
- ・重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- ・当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- ・麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- ・結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者

- B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs 抗原陽性の者の胎内又は産道において B型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗 HBs 人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降 B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者
- ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあつては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者（その治療が完了したものを除く。）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者
- 肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）に係る予防接種の対象者にあつては、当該疾病に係る定期の予防接種を受けたことのある者
- 上記に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者